

予 算 要 求 資 料

令和4年度9月補正予算

支出科目 款：教育費 項：保健体育費 目：学校健康教育費

事業名【新】県立学校給食運営事業費（光熱費増嵩対策分）

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

県教育委員会 体育健康課 学校給食係 電話番号：058-272-1111(内3592)

E-mail：c17769@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 補正要求額 36,524 千円（現計予算額： 0 千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
現 計 予算額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補 正 要求額	36,524	0	0	0	0	0	0	0	36,524
決定額	18,262	0	0	0	0	0	0	0	18,262

2 要 求 内 容

（1）要求の趣旨（現状と課題）

学校給食の調理・提供の方法については、学校によっていくつかのパターンに分け、基本方針に沿って進めている（市町村委託：9校、民間委託：5校〈3年間の長期継続契約にて学校給食を実施〉併設施設に委託：1校）。

新型コロナウイルス感染症の長期化による経済の影響やロシアによるウクライナ侵攻などの影響により原油や穀物等の国際価格は高い水準で推移している。

そのため、学校給食調理業務に係る光熱費及び燃料費が高騰しており、今後も影響をうけることが見込まれる。

（2）事業内容

県立特別支援学校及び定時制高等学校の学校給食供給業務を委託している市町村・事業者等に対し、光熱費高騰に係る増額分を負担する。

①市町村学校給食センターへ委託

飛騨・恵那・郡上・岐阜本巣・海津・揖斐・下呂・飛騨吉城・羽島特別支援学校

②併設する希望が丘こども医療福祉センターが委託する民間業者へ委託

岐阜希望が丘特別支援学校

③民間の業者へ委託

長良・中濃・可茂特別支援学校、東濃・華陽フロンティア高校

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・県 10/10
- ・学校給食法第4条に「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるよう努めなければならない」と規定されており、当該学校の設置者として県負担は妥当である。

(4) 類似事業の有無

- ・無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	36,524	光熱費・燃料費増嵩対策見込分
合計	36,524	

決定額の考え方

必要額を精査し、所要額を計上する。

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・学校給食法第4条
夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第3条
特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第3条
- ・第3次岐阜県教育ビジョン
基本方針3 未来を切り拓くための基礎となる力を育む教育の推進
目標17 健康教育・食育の推進

事業評価調書（県単独補助金除く）

■ 新規要求事業

□ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 成長期にある児童生徒の健康の保持増進と体位の向上のために、多様な食品を組み合わせ、栄養バランスのとれた学校給食を実施する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

○指標を設定することができない場合の理由

学校の実情を考慮しながら進めるため、指標設定になじまない。

（これまでの取組内容と成果）

令和2年度	学校給食の自校調理が不可能な県立学校で給食を実施するため、所在市町の学校給食センター又は民間業者に給食調理業務を委託する。 ・市町学校給食センター委託校数：11校（分校・校舎含む） ・民間業者等委託校数：5校 ・県こども医療福祉センターの委託業者へ再委託：1校 成長期にある児童生徒の健康の保持増進と体位の向上のために、多様な食品を組み合わせ、栄養バランスのとれた学校給食を実施している。 学校給食調理業務のアウトソーシングにより、人件費等を削減し、さらに民間活力の促進を図ることができている。
令和3年度	令和5年度当初予算にて追加 指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %
令和4年度	令和6年度当初予算にて追加 指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3:増加している 2:横ばい 1:減少している 0:ほとんどない</p>	
(評価) 3	学校給食法及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律で、学校給食が実施されるように努めるよう求められている。
<p>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3:期待以上の成果あり 2:期待どおりの成果あり 1:期待どおりの成果が得られていない 0:ほとんど成果が得られていない</p>	
(評価) 2	学校給食法及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律で、学校給食が実施されるように努めるよう求められている。
<p>・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている</p>	
(評価) 2	学校給食法及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律で、学校給食が実施されるように努めるよう求められている。

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</p> <p>現在、自校調理で学校給食を実施している県立学校が、調理従事者の確保が困難であることや施設設備の老朽化により民間委託の希望が挙がっている。また、委託先の市町村では、給食センターの調理業務を民間へ委託する可能性もあり、市町村との連絡調整が課題である。</p>

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</p> <p>特別支援学校の児童生徒が健康な学校生活を送るためには、栄養バランスのとれた学校給食が必須であるため、今後も必要額を要求していく。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由 や期待する効果 など	【〇〇課】